

こども政策推進会議（令和5年4月18日）における
岸田内閣総理大臣発言等（抜粋）

○岸田内閣総理大臣

- ・ 今月1日にこども家庭庁が創設され、併せてこども基本法が施行されました。そして、こども基本法に基づき、こども大綱の案の作成等を担うこの会議を立ち上げ、こども大綱の案の作成について、こども家庭審議会に諮問することを決定いたしました。
- ・ こども大綱は、こども基本法に基づき、従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定める大綱であります。
- ・ 常にこどもや若者の視点で、こどもや若者の最善の利益を第一に考える、こどもまんなか社会を実現してまいります。そのためのこども大綱となるよう、こども未来戦略会議におけるこども・子育て政策の抜本強化に向けた議論も踏まえながら、こども家庭審議会において調査審議をいただき、この会議に小倉大臣から御報告いただくようお願いいたします。

○小倉内閣府特命担当大臣

- ・ こども家庭庁の創設に先立ち、内閣官房に置かれた、こども政策の推進に係る有識者会議において、（中略）、こども大綱の検討に向けた論点整理等がまとめられております。この報告書を踏まえ、こども家庭審議会において調査審議を進めていただきたいと思いますと思っております。

資料 2

こども大綱の案の作成の進め方について（案）

- こども基本法において、以下が規定されている。
 - ・ こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。
 - ※こども大綱が対象とする「こども施策」とは、こどもの健やかな成長や結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主たる目的とする施策のみならず、主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないがこどもや子育て家庭に関する施策、例えば、若者に係る施策や教育施策・雇用施策・医療施策・福祉施策など幅広い施策が含まれる。
 - ・ こども大綱の案の作成に当たっては、こども、こどもを養育する者、学識経験者、民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。

- これを踏まえ、こども大綱の案の作成に当たっては、こどもや若者、子育て当事者等の意見に耳を傾けながら、こどもの居場所づくりや安全確保等をはじめとするこどもの健やかな成長への支援、困難な状況にあるこども・若者への支援、子育て支援、こども・若者を支援する担い手の育成等に係る幅広い分野の様々な英知を結集して議論を進める必要がある。

- このため、こども家庭庁設置法に基づき基本的な政策に関する重要事項を調査審議することとされている、こども家庭審議会に対し、内閣総理大臣から、今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針や重要事項等について諮問し、こども家庭審議会において、こどもや若者、子育て当事者の視点に立って、具体的な議論を進めることとする。